

第29回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく）
（書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

業務の適正を確保するための体制 及び当該体制の運用状況の概要 連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表

第29期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

株式会社 エラン

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 「コンプライアンスマニュアル」を整備するとともに、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- . 公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。
- ハ. 代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及び、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- 二. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または、電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- . 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。
- . リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。
- ハ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- . 代表取締役会長は、取締役会の決議により委任を受けた重要な業務執行の決定事項について、代表取締役会長の諮問機関である経営会議による審議を経たうえで意思決定する。

- ハ. 経営会議は、「経営会議規程」に基づき、業務執行取締役を含む執行役員、常勤監査等委員及び代表取締役会長が指名する者で構成され、毎月2回、経営に関する重要事項等を審議する。
- 二. 取締役は、代表取締役の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び監査等委員会に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。
- ホ. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、「関係会社管理規程」に基づき、当社管理担当部門が経営等に関する資料の提出を求めるとともに、当社の取締役会への定期報告を求める。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、当社は危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、子会社のリスクを管理する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく当社の代表取締役社長を通じて、当社の取締役会に報告し、同時に当社の監査等委員会へ報告する。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は「関係会社管理規程」に基づき事前に当社の承認を必要とすることなどにより子会社経営の適正性を担保しながら、子会社の経営の自主性及び独立性を促進するため、子会社の取締役会付議事項の見直し等による権限移譲を進め、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社の役員等が子会社の役員等に就任し、経営のモニタリングを行うことで、当社グループのコンプライアンスの強化を図る体制を整備するほか、当社の監査等委員会及び内部監査室による監査により、当社グループの業務執行の適正性を検証する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人を配置する。監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人の選任、人事考課に関して意見を述べができるものとする。また、配置された監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人は、その補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令下で遂行することとし、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）、使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人の出席を通じて監査等委員会に職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況や内部通報制度による通報状況等を報告する。なお、監査等委員会の構成員である常勤監査等委員も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて監査等委員会に直接報告することもできる。
- ロ. 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、法令・定款に違反する恐れのある事実や当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査等委員会に報告する。
- ハ. その他の事項に關しても、監査等委員会から報告を求められた場合には、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は遅滞なく監査等委員会に報告する。
- 二. 監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を「グループ内部通報規程」において定め、その保護を図るものとする。
- ⑧ 当社子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制
- イ. 当社子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当社子会社の監査役に報告するとともに、「関係会社管理規程」に基づき、当社の管理担当部門にも報告する。
- ロ. 当社の管理担当部門は、当社子会社の取締役及び使用人から、法令及び規程に定められた事項のほか、当社子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに当社の監査等委員会にその内容を報告する。
- ハ. 当社子会社の取締役及び使用人は、「グループ内部通報規程」に基づき、内部通報制度の通報窓口である当社の常勤監査等委員を通じて、監査等委員会へ直接報告することもできる。
- 二. 子会社の監査役、当社の管理担当部門及び監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を子会社の取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を「グループ内部通報規程」において定め、その保護を図るものとする。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人は、重要な意思決定のプロセスや、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
- ロ. 監査等委員会は、内部監査室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人による内部監査への立会を行う。
- ハ. 監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図る。
- 二. 監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を高めるため、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要について

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンスマニュアル」を用いたコンプライアンス教育を実施するほか、公益通報者保護法に対応した内部通報制度を運用しております。また、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その結果について、代表取締役社長及び監査等委員会への報告を行うほか、内部監査室室長が定期的に取締役会に出席し、社外も含めた全ての役員に対する活動状況報告を実施しております。

反社会的勢力対応については、総務部を主管部署とし、コンプライアンスマニュアルを用いて、いかなる場合においても反社会的勢力には金銭その他の経済的利益を提供しないことを周知徹底しております。また、契約書等の締結にあたっては反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、必要な文書等を保存・管理し、取締役は必要に応じてこれらの文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

C S セット利用者の個人情報に関するリスクや貸倒リスク等、会社運営全般に関するトラブル・リスクについては、適宜、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査等委員会に報告が行われております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回の定時取締役会において、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行うとともに、毎月2回の経営会議において、経営に関する重要事項等を審議するほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「組織規程」及び「稟議規程」等によって意思決定手順を明確に定め、これに従った運用を行うことにより、職務執行の効率化を図っております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役又は執行役員が子会社の取締役又は監査役に就任し、子会社において毎月1回の定時取締役会を開催し、子会社の情報共有、経営課題の審議を実施しております。

さらに、子会社の代表取締役社長に就任している当社の代表取締役会長及び執行役員が、当社における毎月2回の経営会議で、子会社の状況報告を実施しております。

また、当社の内部監査室が子会社の取締役及び使用人の職務の適正性を確認するため、定期的に内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長へ報告しております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
専属の補助スタッフは配置しておりませんが、当社の管理本部の担当者が取締役会開催時等において監査等委員会の補助を実施しております。
- ⑦ 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
使用者から監査等委員会への報告については、内部通報制度によることができるほか、監査等委員会から報告要請があった場合には取締役及び使用人は、遅滞なく監査等委員会への報告を行っております。
- ⑧ 当社子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制
毎月2回開催される当社の経営会議において、子会社の代表取締役社長に就任している当社の代表取締役会長及び執行役員が子会社の状況報告を実施しております。また、子会社に係る法令及び規程に定められた事項並びに子会社の監査役から報告を求められた事項について、当社の管理本部が子会社の取締役及び使用人から報告を受けた場合には、速やかに当該事項を当社の監査等委員会に報告することとしております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は内部監査室及び監査法人とも連携し、必要な情報収集及び意見交換を実施しております。また、監査等委員の職務執行に必要な費用の精算は適切に行っております。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
関係部門は、社内体制を整備して、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

| | |
|----------|--------------------------|
| 連結子会社の数 | 2社 |
| 連結子会社の名称 | 株式会社エランサービス 株式会社琉球エラン |

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。

- ② 持分法を適用していない関連会社（QUICK SMART WASH PRIVATE LIMITED）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

- ・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～38年

構築物 10～45年

車両運搬具 5～6年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株式給付引当金

当社は、株式給付規程に基づく当社及び当社子会社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

③ 役員株式給付引当金

当社は、役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、介護医療関連事業の單一セグメントであり、CSセットを展開しております。
CSセットにおいては、病院に入院、介護老人保健施設等に入所される方たちに対して、衣類、タオル等の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービスを提供することを主な履行義務としております。

当社グループでは、財・サービスの提供時点において、当該財・サービスに対する支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当時点において収益を認識しております。

また、取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間にわたる均等償却を行っております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することいたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券については取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はなく、当連結会計年度末の投資その他の資産「投資有価証券」が30,158千円減少し、その他有価証券評価差額金が30,158千円減少しております。

また、8. 金融商品に関する注記において、金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこといたしました。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難ですが、当社は外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、現時点では、今後、当連結会計年度と同程度の影響が継続するとの前提に基づいて、固定資産の減損損失の判定、繰延税金資産の回収可能性の判定等の会計上の見積りを行っております。

(株式給付信託（BBT）について)

(1) 取引の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下、「本BBT」といいます。）を導入しております。

本BBTは、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額（以下、「当社株式等」といいます。）相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末時点で140,590千円、100,000株であります。

(3) 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。規程に基づき役員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上しております。

（株式給付信託（J-ESOP）について）

(1) 取引の概要

当社は、当社及び当社子会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の経営参画意識の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本J-ESOP」といいます。）を導入しております。

本J-ESOPは、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、従業員が受給権を取得した場合に、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し、勤続年数等の各人の貢献度に応じてポイントを付与し、受給資格を取得した従業員に対し、付与されたポイントに相当する当社株式を給付いたします。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ当社が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて取得し、信託財産として分別管理することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付隨費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末時点で53,146千円、37,800株であります。

(3) 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に基づき、総額法を適用しております。規程に基づき従業員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損損失)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 561,475千円

無形固定資産 92,472千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループでは、継続的に収支の把握がなされている、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す内部管理上の最小単位によってグルーピングを行っています。減損の兆候が認められる資産グループについては、当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしています。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いる主要な仮定は、過去の実績データ、統計や将来の市場データ、業界の動向等を織り込んだ営業収益予想等です。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

240,413千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 60,600,000株 | －株 | －株 | 60,600,000株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 140,969株 | －株 | 2,200株 | 138,769株 |

- (注) 1. 自己株式の減少は、株式給付信託（J-ESOP）による給付2,200株であります。
 2. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）が保有する自己株式137,800株を含めております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 2022年3月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 545,391 | 9 | 2021年12月31日 | 2022年3月24日 |

- (注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）が保有する当社株式に対する配当金1,260千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 2023年3月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 666,589 | 11 | 2022年12月31日 | 2023年3月27日 |

- (注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）が保有する当社株式に対する配当金1,515千円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資の運用については、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経営管理部が顧客（CSセット利用者）ごとの債権残高を定期的にモニタリングし、顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、同等の水準にて管理を行っております。

ii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理部が各部署からの報告に基づき、定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、同等の水準にて管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-------------|------------|---------|--------|
| 投 資 有 価 証 券 | 134,841 | 134,841 | - |

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、上記「投資有価証券」には含まれおりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|----------|------------|
| 非上場株式 | 480,445 |
| 投資事業組合出資 | 121,510 |

(3) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|----------|------|------|---------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他の有価証券 | | | | |
| 債券・その他 | - | - | 134,841 | 134,841 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

転換社債型新株予約権付社債は、一般的には相場価格を観察できない債券のため、レベル3の時価に分類しており、割引率等の重要な観察できないインプットを用いて二項モデルに基づく評価技法を適用して算定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当グループは、介護医療関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の情報性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、サービスを提供するために顧客と契約を締結し、提供したサービスに基づきその対価を請求しております。現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に従つて、請求する権利を有している金額で収益を認識しているため、注記の対象に含めておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 148円69銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 34円45銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり当期純利益金額の算定上、控除する自己株式数に含めている信託に残存する自社の株式数は138,693株であります。

また、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除する自己株式数に含めている信託に残存する自社の株式数は137,800株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・関係会社株式

移動平均法による原価法により算定しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～38年

構築物 10～45年

車両運搬具 5～6年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 株式給付引当金
当社は、株式給付規程に基づく当社及び当社子会社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員株式給付引当金
当社は、役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
当社は、介護医療関連事業の単一セグメントであり、CSセットを展開しております。CSセットにおいては、病院に入院、介護老人保健施設等に入所される方たちに対して、衣類、タオル等の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービスを提供することを主な履行義務としております。
当社では、財・サービスの提供時点において、当該財・サービスに対する支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当時点において収益を認識しております。
また、取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。
- (5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5年間にわたる均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益及び期首繰越利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券については取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプット入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって貸借対照表価額としております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はなく、当事業年度末の投資その他の資産「投資有価証券」が30,158千円減少し、その他有価証券評価差額金が30,158千円減少しております。

3. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難ですが、当社は外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、現時点では、今後、当事業年度と同程度の影響が継続するとの前提に基づいて、固定資産の減損損失の判定、繰延税金資産の回収可能性の判定等の会計上の見積りを行っております。

(株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）について)

当該注記の概要については、連結注記表4. 追加情報に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損損失)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 551,241千円

無形固定資産 92,472千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表5. 会計上の見積りに関する注記に記載のとおりであります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 238,757千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 177,882千円

短期金銭債務 317,608千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 2,906,630千円

仕入高 235,984千円

販売費及び一般管理費 2,670,646千円

営業取引以外の取引による取引高 966,600千円

受取配当金 111,000千円

業務受託収入 132,360千円

経営指導料 38,850千円

受取出向料 637,052千円

受取賃貸料 47,337千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 140,969株 | -株 | 2,200株 | 138,769株 |

- (注) 1. 自己株式の減少は、株式給付信託（J-ESOP）による給付2,200株であります。
2. 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）が保有する自己株式137,800株を含めております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------|-----------|
| 未払事業税 | 15,589千円 |
| 貸倒引当金 | 160,619千円 |
| 未払賞与等 | 24,845千円 |
| 未払役員賞与 | 11,445千円 |
| 未払金 | 11,595千円 |
| 売掛金 | 19,188千円 |
| 商品評価損 | 2,843千円 |
| 繰延資産償却超過額 | 15,982千円 |
| 一括償却資産 | 8,992千円 |
| 減価償却費 | 26,347千円 |
| 株式給付引当金 | 21,357千円 |
| 投資有価証券評価損 | 114,723千円 |
| その他 | 3,659千円 |
| 繰延税金資産合計 | 437,192千円 |

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|-------------|-------------------|-------------------------|------------------|-----------|------|----------|
| 子会社 | 株式会社エランサービス | 所有直接100.0 | 請求業務の委託、経営管理、役員の兼任、出向契約 | 受取出向料の受取り(注)1. | 580,837 | 未収入金 | 169,579 |
| | | | | 業務受託収入の受取り(注)2. | 128,400 | | |
| | | | | システム利用料の受取り(注)3. | 158,868 | | |
| | | | | 業務委託費の支払い(注)2. | 2,401,894 | 未払金 | 233,175 |
| | | | | 配当金の受取り(注)4. | 111,000 | — | — |

- (注) 1. 受取出向料は出向契約に基づいて決定しております。
 2. 業務受託及び業務委託の内容を勘案して、両社協議の上で決定しております。
 3. システム利用料は一般的な取引条件を勘案して、両社協議の上で決定しております。
 4. 配当金は株式会社エランサービスの当期純利益及び配当性向等を勘案して決定しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表9. 収益認識に関する注記に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 142円95銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 33円10銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり当期純利益金額の算定上、控除する自己株式数に含めている信託に残存する自社の株式数は138,693株であります。

また、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除する自己株式数に含めている信託に残存する自社の株式数は137,800株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。